

呼

国民年金
厚生年金保険
船員保険

診 断 書

(呼吸器疾患の障害用)

氏 名		昭和 平成 年 月 日生(歳)		男・女	
住 所		住所地の郵便番号		郡 市 町 区 村	
① 障害の原因 となった 傷病(名)		② 傷病の発生日		昭和 平成 年 月 日 <small>診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)</small>	
④ 傷病の原因 又は誘因		③ ①のため初めて医 師の診療を受けた日		昭和 平成 年 月 日 <small>診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)</small>	
④ 傷病の原因 又は誘因		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)		⑤ 既存 障害	
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療 の効果が期待できない状態を含 む。)かどうか。		傷病が治っている場合………治った日 平成 年 月 日		確 認 推 定	
⑦ 傷病が治っていない場合………症状のよくなる見込		有 ・ 無 ・ 不 明			
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)					
⑨ 現在までの治療の内容、期間、 経過、その他参考となる事項 (抗結核化学療法を行った場合は、 使用薬剤名及び使用期間を明記 してください。)		診療回数		年間 回、月平均 回	
		手術 歴		手術名 () 手術年月日 (年 月 日)	
障 害 の 状 態					
⑩ 共 通 項 目 (この欄は、必ず記入してください。)					
1 身体計測 (平成 年 月 日)			3 一般状態区分表 (平成 年 月 日)		
身長 cm : 体重 kg			(該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)		
2 胸部X線所見 (A)			ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの		
(1) 胸膜癒着 なし・軽・中・高			イ 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など		
(2) 気腫化 なし・軽・中・高			ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの		
(3) 線維化 なし・軽・中・高			エ 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの		
(4) 不透明肺 なし・軽・中・高			オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの		
(5) 胸郭変形 なし・軽・中・高					
(6) 心縦隔の変形 なし・軽・中・高					
(7) 蜂巣肺 なし・軽・中・高					
撮影年月日 (平成 年 月 日)					
4 その他の所見					
⑪ 呼 吸 不 全 (平成 年 月 日現症)					
1 臨床所見			3 換気機能		
(1) 自覚症状			(1) 肺活量実測値		
(2) 他覚所見			(2) 肺活量予測値		
咳 (無・有・著)			(3) 1 秒 量		
痰 (無・有・著)			(4) 予測肺活量1秒率 % $(\frac{(3)}{(2)} \times 100)$		
胸痛 (無・有・著)			4 動脈血ガス分析		
呼吸困難			(1) 酸素吸入を 施行している ・ 施行していない		
安静時 (無・有・著)			在宅酸素吸入ではない		
体動時 (無・有・著)			(どのような方法ですか)		
喘鳴 (無・有・著)			在宅酸素吸入である		
(3) その他の所見			平成 年 月 日開始		
			施行時間 (時間/日 ・ 常時)		
2 活動能力(呼吸不全)の程度 (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)			酸素吸入量 ℓ/分		
i 同年齢の健康人と同様に歩行、階段の昇降ができる。			(2) 動脈血ガス分析値		
ii ア 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる。			① 動脈血 O ₂ 分圧 Torr		
イ 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる。			② 動脈血 CO ₂ 分圧 Torr		
ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。			③ 動脈血 pH		
エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。			(注) 酸素吸入中の場合は、吸入施行時の値を記入してください。		
オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。					

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い) 大文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記 入 上 の 注 意

- 1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

（ また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 ）

- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）
- 4 「障害の状態」の欄は、本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- 5 この診断書の外に、**胸部X線フィルム**を添えてください。